長与町農業委員会会議録

平成３０年１２月２６日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

平成３０年１２月農業委員会総会

１．　日時　　平成３０年１２月２６日（水）　　９時３０分から１１時００分

２．　場所　　長与町役場４階全員協議会室

３．農業委員会委員　　出席委員（１２名）

会長　　１番　水谷　勉

会長職務代理者　　２番　柳原　厚志

委員　　３番　崎山　光子　　４番　古立　英明　　５番　辻田　晶夫

６番　田中　稔　　７番　柿本　香代　　８番　岡﨑　道子

９番　渡邉　章三　　１０番　山本　純博　　１１番　上杉　司

１２番　益冨　雅彦

４．農業委員会委員　　欠席委員（０名）

５．農地利用最適化推進委員　　出席委員（８名）

１番　原口　司　　２番　尾﨑　明光　　３番　田中　光夫

４番　森内　忠嘉　　５番　梶尾　厚　　６番　中村　栄治

７番　坂本　謙二　　８番　柳原　弘

６．農地利用最適化推進委員　　欠席委員（０名）

７．　議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　　５番　辻田　晶夫　　６番　田中　稔

第２　　第１号議案　農用地利用集積計画について

第３　　第２号議案　農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について

第４　　第１号報告　農地改良届出報告書について

８．　農業委員会事務局職員

事務局長　　和田　弘

課長補佐　　村田　佳美

農政農地係長　　森　雅之

事務局　皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、総会の開催に先立ち報告をいたします。平成３０年１２月の総会開催にあたりまして、長与町農業委員会総会規則第６条により、在任委員で総会を開催する過半数以上、本日は、１２人全員の出席であることを、報告致します。農地利用最適化推進委員も８人全員出席でございます。

では、会長の方で、議事等の進行をお願いします。

議　長　皆さん、おはようございます。それでは、平成３０年１２月の農業委員会総会を開催致します。まず、始めに日程第１の農業委員会総会規則、第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２人、指名致します。５番、辻田晶夫委員、６番、田中　稔委員を指名致します。

日程第２、本日は、第１号議案、農用地利用集積計画について６件。第２号議案では、第１号議案の６件目の案件に伴って、農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について１件出されています。そして、報告事項では、農地改良届出報告が１件出されています。

では、日程第２、提出された議案の審議に入ります。それでは、第１号議案、農用地利用集積計画についての１件目を審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局　それでは第１号議案、農用地利用集積計画についての案件に入りますが、１ページから３ページの議案提出・規定・集計表等については、省略させていただきます。それでは議案書の４ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆です。長与町岡郷（地番）、畑、２１５㎡。利用権の種類は、使用貸借権で、具体的な作物名は、野菜です。平成３１年１月１日から平成３４年４月３０日までの３年４ケ月です。新規となります。

土地の所在ですが、６ページをお開き下さい。岡郷、国道２０７号線、（事業所名）付近になりますが、図のような場所が申請地、岡郷（地番）となります。以上で、説明を終わります。

議　長　ただ今の説明に関連して、現地確認をいただきました、担当の推進委員から説明をお願いします。

柳原弘推進委員。

推進委員８　番　１２月１８日、和田さん、森さん、水谷会長、田中委員と私５名で現地確認しました。ここは、借主が元々隣接する土地にりんごを栽培しておりました。現地には、ﾌﾞﾙｰﾍﾞﾘｰを植えており、直売所にりんごなど出荷されており、問題ありません。

議　長　　続きまして、担当農業委員さんお願いします。
６番、田中稔委員。

６　番　　問題ありません。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見、質問はありませんか。
渡邊委員さん、お願いします。

９　番　　先程の事務局長の説明で、野菜との説明がありましたが、ﾌﾞﾙｰﾍﾞﾘｰが植えてあるとのことですが、どちらですか？

推進委員
８　番　　ﾌﾞﾙｰﾍﾞﾘｰの間に野菜を作付けすることが出来ます。

６　番　　ﾌﾞﾙｰﾍﾞﾘｰを野菜とみなしますか果樹とみなしますか？

議　長　　また、見解が代わってきましたが、事務局説明をお願いします。

事務局　　産業振興課が野菜とみなして契約しています。

６　番　　補足説明しますが、りんごは隣接なので対象とは別です。

５　番　　今後、畑の中に果樹と野菜が混在しているときは、併記出来ませんか？

事務局　　産業振興課と貸主借主の話し合いによってどのように記載するかが決まることであり、産業振興課が決めることですので確認します。

議　長　　議案書の記載は、現地確認は我々がしているので、確認をしたことはこちらから報告し、

併記でもよいのであればそれで明記した方が間違いないと思います。併記という形でこの案件を通したいと思います。

議　長　　他にご意見、質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　それでは、ご意見、質問並びに審議を終了いたします。１件目について先ほど説明のとおり許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することを決定致します。
次に、２件目に入ります。事務局から、説明をお願いします。

事務局　　次に、７ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番)。利用権を設定する土地は１筆です。長与町岡郷（地番)、畑、１，３８３㎡。利用権の種類は、賃貸借権で、具体的な作物は、みかんです。平成３１年１月１日から平成３３年１２月３１日までの３年間です。年間借賃は、〇〇円で、毎年、年末に自宅へ納入とします。継続になります。
土地の所在ですが、１６ページをお開き下さい。１６ページは広域図になります。１７ページをご覧下さい。国道２０７号線、〇〇バス停、〇〇跡地の上部、図のような場所が申請地、岡郷（地番）となります。以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認をしていただきました担当推進委員さんから説明をお願いいたします。
柳原弘推進委員。

推進委員
８　番　　12月１８日に現地確認しました。借主は、隣接するところはデコポンを熱心に作っておられ、その関係でそこを借りみかんを作っておられます。問題ないです。

議　長　　続いて、私が担当の地区ですので、私から説明を致します。少し荒廃はしていますが、今後作って頂くということで良いことだと思います。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見、質問はありませんか。

議　長　　他にご意見、質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、ご意見、質問並びに審議を終了致します。２件目について、先ほどの説明のとおり許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。
次に、３件目について、事務局から説明をお願いします。

事務局　　次に９ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権の設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権の設定をする土地は３筆です。長与町岡郷（地番）、畑、１，４５０㎡。同じく（地番）、畑、３５㎡。同じく（地番）、畑、４，５６７㎡のうち３，１１７㎡計４，６０２㎡。利用権の種類は全て賃貸借権で、具体的な作物名は、みかんです。平成３１年１月１日から平成３５年１２月３１日までの５年間です。年間借賃は、１０ａ当たり〇〇円で毎年、年末に自宅へ納入とします。継続になります。
土地の所在ですが、１７ページをお開き下さい。国道２０７号線、〇〇バス停、〇〇跡地の上部、図のような場所が申請地、岡郷（地番）、（地番）、（地番）となります。以上で、説明を終わります。

議　長　　ただいまの説明に関連して、現地確認を行っていただいておりますので、柳原推進委員さんから説明をお願いします。

推進委員
８　番　　１２月１８日に現地確認しました。継続ということで、借り主、家族も耕作されており労働力もあり、広く栽培されております。問題ありません。

議　長　　続きまして、私が担当ですので、私から説明をします。この地は、将来基整備化を考えている地区で、勾配も多いし良い場所なので、それぞれに地域で分け合って荒廃地をなくしていこうと取り組まれている所です。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見、質問はありませんか。
渡邊委員さん、お願いします。

９　番　　（地番）は一部となっていますが、図面は網掛が対象ですか？

事務局　　全体は、オレンジと網掛けを合わせたところです。今回の貸付地は網掛けのみです。

９　番　　了解しました。

議　長　　他にご意見、質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　それでは、ご意見、質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定致します。
次に、４件目について、事務局から説明をお願いします。

事務局　　次に１１ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、諫早市多良見町野川内（地番)。利用権の設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番)。利用権を設定する土地は、３筆です。長与町岡郷（地番)、畑、８５２㎡。同じく（地番)、畑、１，３４１㎡。長与町岡郷（地番)、畑、４，５６７㎡の内１，４５０㎡。利用権の種類は全て賃貸借権で、具体的な作物名は、みかんです。
平成３１年１月１日から平成３５年１２月３１日までの５年間です。年間借賃は、１０ａ当たり○○円で、毎年、年末自宅へ納入とします。継続になります。
１３ページをお開き下さい。借主の（氏名）さんの農業従事証明書を諫早市農業委員会より頂いております。（借主）は、父、（氏名）さん、母、（氏名）さんと共同で農業をされており、認定農業者であります。経営状況は、畑、６，９８５．１６㎡、樹園地、２５，８７０㎡計３２，８５５．１６㎡です。農機具の所有状況は、耕運機１台、噴霧機２台、草刈機３台、普通トラック１台、軽トラック１台です。世帯の状況は、両親・祖母・妻・子供２人本人の７人世帯です。
土地の所在ですが、１７ページをご覧下さい。国道２０７号線、○○バス停、○○跡地の上部、図のような場所が申請地、岡郷（地番)、（地番)、（地番）となります。
以上で、説明を終わります。

議　長　　ただいまの説明に関連して、現地確認を行っていただきました推進委員さんから説明をお願いします。
柳原弘推進委員。

推進委員８　番　　１２月１８日に現地確認しました。青しまを作っており（借主）が借りています。立派なみかんも作られており、問題ないです。

議　長　　岡郷（地番）は、私が担当ですので、私からも説明します。
私も現地確認しましたが、柳原委員の言われる通りで、問題ありません。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見、質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　それでは、ご意見、質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定致します。次に、５件目について、事務局から説明をお願いします。

事務局　　次に１４ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町丸田郷（地番）。利用権を設定する土地は、２筆です。長与町岡郷（地番）、畑、２９１㎡。同じく（地番）、畑、２７４㎡計５６５㎡。利用権の種類は、賃貸借権です。具体的な作物名は、柿です。平成３１年１月１日から平成３３年１２月３１日までの３年間で、２筆で年間〇〇円、毎年、年末自宅へ納入とします。継続になります。

土地の所在ですが、１７ページをご覧下さい。国道２０７号線、〇〇バス停、〇〇跡地の上部、図のような場所が申請地、岡郷（地番）、（地番）となります。以上で、説明を終わります。

議　長　　ただいまの説明に関連して、現地確認を行っていただきました推進委員さんから説明をお願いします。

柳原弘推進委員。

推進委員８　番　　１２月１８日に現地確認しました。荒廃地になりかけていましたが、（借主）の土地と借りる土地の隣接のところつながって、今回農地を借り周囲がみかん園であって、いいことであり、問題ないと思います。

議　長　　続きまして、私の方から補足説明をします。少し荒廃はしているが、今後に期待します。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見、質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　それでは、ご意見、質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定致します。
次に、冒頭申し上げましたとおり第１号議案の６件目並びに第２号議案の１件目の農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について併せて審議することに致します。それでは、事務局説明をお願いします。

事務局　　それでは、１８ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長上田裕司さん、長崎県長崎市尾上町３番１号（県庁行政棟５階)。利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番)。利用権を設定する土地は、３筆です。長与町岡郷（地番)、畑、９３㎡。同じく（地番)、畑、３１１㎡。同じく（地番)、畑、５８９㎡合計３筆で９９３㎡。利用権の種類は、使用貸借で、利用内容は、樹園地です。平成３１年２月１０日から平成３６年２月９日までの５年間です。利用権設定等促進事業の成立により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律は、使用貸借です。
１９ページをご覧下さい。未相続農地になりますので利用権の設定に関する同意書をつけております。２０ページをお開き下さい。被相続人（氏名）さんの相続関係説明図になります。
土地の所在ですが、２１ページをお開き下さい。岡郷、国道２０７号線、○○公園、○○バス停、○○側になりますが、図のような場所が申請地、岡郷（地番)、(地番)、(地番）となります。
次に第２号議案の１件目、農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について４ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所、(会社名）代表取締役（氏名）さん、長崎市梁川町（地番)。利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長上田裕司さん、長崎市尾上町３番１号（県庁行政棟５階)。権利を設定する土地は、第１号議案の６件目の案件と同様ですので、割愛させて頂きます。以上で説明を終わります。

議　長　　この案件は、中間管理機構を挟んで、（貸主）→中間管理→（借主）となっています。ただいまの説明に関連して、現地確認を行っていただきましたので、推進委員から説明をお願いします。
柳原弘推進委員。

推進委員８　番　　現在、作付けされておりませんが、今の所荒廃地にはなっておりません。組織の中で利用する方がいれば周りも助かります。問題ありません。

議　長　　続いて、担当農業委員さんからお願いします。
６番、田中稔委員。

６　番　　柳原委員さんから説明があった通りです。ここは、中間管理機構が間に入って貸借が行われるということです、私が一番気になる所は、地域の隣接農業者に迷惑をかけてはいけないということです。（借主）は何件か宅地を持っていますが、隣接農地の方や地域の方との色々なトラブルがあるようです。周りを考えず作業している所があるので苦情が出ています。公人が出てくる事は良いことですが、農業委員会の事務局が一番話をする機会があると思うのでそのあたり注意をするようにお願いします。

議　長　　（借主）の農業法人の方向性については、オリーブを作るということですが、事務局は話し合いを持って（借主）の今後の方向性や考え方について事務局、説明をお願いいたします。

事務局　　オリーブを栽培されるそうです。

議　長　　このオリーブ栽培によってどのような方向づけされるのか聞いていませんか。はい、６番田中委員どうぞ。

６　番　　つけ加えて、この（借主）は以前、（氏名）さんの所の造成工事した時や旧国道払下げがもとで隣接地主さんと通行権のトラブルになったことがあります。いま、喫茶店の改築現場に工事車両を路上駐車し警察が来るなど。この方たちは無意識にそういうことをやるので、そのあたり、委員会は注視してほしい。地元の人は嫌な思いをしています。そうしないと、地域の方と仲良く出来ないと思う。

法人がらみの場合はよく注意して下さい。

議　長　　一度、（借主）にそのあたりの方向性をお聞きしたいと思います。
説明が終わりましたが、ご意見、質問はありませんか。
渡邊委員どうぞ。

９　番　　利用権を設定する土地として２筆と書いてありますが、あとの１筆は利用権設定しないのですか？

議　長　　２筆は未相続で相続に関する同意書をとりつけているということで、１筆は相続完了しています。利用権設定とは別問題であります。

９　番　　（借主）の耕作面積はどのくらいですか？

議　長　　あとで報告します。

議　長　　他にご意見、質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　それでは、ご意見、質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、１号議案の６件目と２号議案の１件目の両方とも異議なしということで決定致します。
これからは、報告事項に移ります。事務局から、報告をお願いします。

事務局　　それでは報告事項の１ページをお開き下さい。農地改良届出報告です。土地の所在等、土地の所在は、岡郷（地番）、９５５㎡。同じく（地番）、２，００２㎡計２，９５７㎡。地目、登記簿、畑、現況、畑、所有者、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）、耕作者は、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。備考の欄に記載しているとおり、工事期間は、平成３１年１月３１日までとします。上記の通り、農地改良（せまち直し）届け、平成３０年１２月１０日付けについて、現地確認を平成３０年１２月１８日に行ったので報告します。平成３０年１２月２６日、農業委員・田中稔、農地利用最適化推進委員・柳原弘、代読でございます。

申請場所を申し上げます。次の２ページをお開き下さい。岡郷、国道２０７号線、〇〇公園、〇〇バス停から〇〇方向へ上がった図のような場所が、申請地、岡郷（地番）、（地番）となります。以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今、事務局から報告がありましたが、現地確認をいただきました柳原推進委員と田中稔農業委員に説明をお願いします。

柳原推進委員さん、お願いします。

８　番　　現在、耕作されておらず農地改良ということで、２枚を１枚にする工事を行うという話を聞きました。長いところは幅が５０m位あるそうです。詳しいことはわからないので、田中委員何かありましたらお願いします。

６　番　　改良をするのはよいが、その過程で雨土が流れると思います。以前も個人的なトラブルがあったので工事中の経過の確認をお願いします。

議　長　　農業委員会と事務局においては、着手の確認と経過作業の確認、完了の確認、この三作業をしてもらいたいと思います。

他にありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　それでは、これで報告事項を終わります。次は、行事報告です。説明が必要であればお願いします。

【この後、平成３０年１２月行事報告が行われた】

議　長　　これで、本日の報告事項は終了いたしました。以上をもちまして、長与町農業委員会１２月総会を閉会します。